収入印紙

4,000円分

（第７号文書）

デジタルサイネージサービス提供契約書

     （以下「甲」という。）と株式会社ＵＳＥＮ（以下「乙」という。）は、甲乙間において行う取引について以下のとおり合意したため、デジタルサイネージサービス提供契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

**取引条項**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 第１条（本契約の有効期間） | | | |
| （１）有効期間 | | | ２０　　年　月　日から２０　　年　月　日まで |
| （２）更新しない旨の予告期限 | | | 期間満了日の６ヶ月前まで |
| （３）更新条件 | | | 期間満了日の翌日から起算して１年間、同一条件にて更新 |
| 第２条（最低利用期間） | | | |
| （１）追加された対象店舗 | | | 利用開始日から、同日を起算日として　ヶ月が経過した日の属する月の末日まで |
| 第３条（本サービス） | | | |
| （１）提供するサービス | | イ　コンテンツ配信に関するプレーヤへの設定  　ロ　乙販売機器の故障への対応  　ハ　乙販売機器の使用方法その他の問合せへの対応 | |
| （２）受付時間等 | |  | |
| イ　受付時間 | ９：００～２２：３０（年中無休） | | |
| ロ　窓口 | ＵＳＥＮインフォメーションセンター　0120-737-440 | | |
| 第４条（料金等） | | | |
| （１）初期費用 | | | |
| イ　金額 | プレーヤ１台につき設置費用　　円、設定費用　円 | | |
| ロ　支払対象店舗 |  | | |
| ハ　支払期限 | 利用開始日の属する月の翌月末日 | | |
| ニ　支払方法 |  | | |
| （２）月額利用料 | | | |
| イ　金額 | プレーヤ１台につき     円 | | |
| ロ　支払期間 | ※左の選択肢（毎月払い、等）に応じて下を選択 | | |
| ハ　支払期限 |  | | |
| ニ　一括支払額 | ※「次のとおり」選択時に右記載：支払期間月数●ヵ月、割引率●●％ | | |
| ホ　支払方法 |  | | |
| 第５条（特約条項） | | | |
| ＜記載例＞（１）追加された対象店舗の月額利用料の支払期間は、最低利用期間中は一年分一括払いとし、最低利用期間経過後から最も早く到来する本契約の有効期間の満了日までは毎月払いとする。 | | | |
| 備考  １　取引条項に特段の定めのない用語の定義は、契約条項に従うものとする。  ２　取引条項に示す金額は全て消費税等別の表記とする。  ３　第３条第１号に定める提供するサービスは、同号に掲げるイからハのうち、その左にチェック（☒）のついた項目を対象とする。 | | | |

**契約条項**

1. （定義）

　　本契約において使用する用語は、それぞれ次の意味で使用する。

|  |  |
| --- | --- |
| 用語 | 意味 |
| 本サービス | デジタルサイネージに関連した、取引条項第３条に定めるサービス |
| フランチャイジー | 甲とフランチャイズ契約を締結している法人及びその経営する店舗 |
| 甲店舗 | 甲の直営店、甲自ら経営する店舗及びフランチャイジー |
| 対象店舗 | 乙が本サービスを提供する甲店舗 |
| 追加希望店舗 | 本契約の有効期間中に甲が対象店舗への追加を希望する甲店舗 |
| コンテンツ | 動画、静止画その他のデジタル化された情報 |
| ディスプレイ | コンテンツを表示出力する装置 |
| プレーヤ | コンテンツの管理、ディスプレイにおけるコンテンツの再生その他機能を有した装置 |
| サイネージ機器 | プレーヤその他のデジタルサイネージシステムに必要な機器の総称 |
| 本個別契約 | 乙を売主、甲を買主とするサイネージ機器の売買又はその設置作業その他の作業の委託のために甲乙間で締結される個々の契約 |
| 乙販売機器 | サイネージ機器のうち本個別契約に基づき乙が甲に販売した機器 |

1. （目的）

　　本契約は、乙が本サービスを提供する、甲乙間の基本的取引条件を定めることを目的とする。

1. （適用）

　　本契約の規定は、本個別契約に適用されるものとする。ただし、本個別契約の規定が本契約の規定に抵触する場合には、当該抵触する規定については、本個別契約の規定が本契約の規定に優先して適用されるものとする。

1. （対象店舗）

　　本契約締結時における対象店舗は、甲乙協議をして合意した別紙店舗リストに定める甲店舗とする。なお、店舗リストには、対象店舗の名称、住所及び利用開始日を記載し、料金等の金額、支払期間、支払期限又は支払方法が対象店舗ごとに異なるときにはその内容も記載するものとする。

２　第５条から第７条までの規定に定めるもののほか、別紙店舗リストに記載した情報に変更がある場合には、甲は遅滞なく乙に通知するものとする。当該通知を怠ったことに起因して甲が被った損害について、乙は一切の責任を負わないものとする。

1. （一時休止）

　　一部の対象店舗において本サービスの利用を一時休止する場合には、甲は、当該一時休止を希望する日の１ヶ月前までに乙に通知するものとする。

２　一時休止期間は、月の初日を開始日とした一月単位で定めるものとする。

３　乙は、一時休止期間中の対象店舗について月額利用料を甲に請求しないものとする。

４　甲が一時休止期間中の月額利用料を前払している場合には、当該月額利用料を次の月額利用料の支払いに充当するものとする。

５　本条第３項の規定にかかわらず、本契約の有効期間を開始日から１年ごとに区切った期間において、一時休止期間を累計した期間が６ヶ月を超えた場合には、乙は、その超過した期間の月額利用料を請求することができる。

1. （対象店舗の追加）

　　甲は、追加希望店舗がある場合には、その名称、住所、本サービスの提供開始を希望する日（以下「利用希望日」という。）を、利用希望日の１ヶ月前までに乙に通知するものとする。

２　乙は、前項の通知に記載された追加希望店舗の対象店舗への追加を同意する場合には、本サービスの提供に必要な手続きを甲と協議して進めるものとする。

３　乙が本条第１項の通知の受領後１ヶ月を経過しても甲に対し諾否の通知を発しない場合には、当該通知に記載された追加希望店舗の対象店舗への追加を乙が同意しなかったものとみなす。

1. （一部の対象店舗の解約）

　　甲は、取引条項第１条第１号に定める本契約の有効期間中（更新後の有効期間を含まない。）、一部の対象店舗の解約（当該対象店舗における本サービスの利用を中止し、店舗リストから削除することをいう。）をすることはできないものとする。

２　取引条項第１条第１号に定める本契約の有効期間後、甲は、解約を希望する日の６ヶ月前までに乙に通知し、第２６条に定める解約違約金を当該希望日までに支払うことによって、一部の対象店舗の解約をすることができる。ただし、最低利用期間を経過していない対象店舗は、当該最低利用期間を経過するまでその解約をすることはできないものとする。

３　甲は、閉店を理由として一部の対象店舗の解約を希望する場合には、希望する日の属する月の前々月の末日までにその旨を乙に通知するものとする。当該対象店舗が本サービスの利用終了と同時に閉店したことを乙が確認できた場合には、前各項の定めにかかわらず、甲は、第２６条に定める解約違約金を支払うことなく、当該対象店舗の解約をすることができる。この場合において、甲が当該対象店舗の解約希望日の属する月の翌月以降の月額利用料を前払しているときには、乙は、当該前払された月額利用料から解約希望日の属する月までの月額利用料（割引されている場合には、割引前の額とする。）及び返金に係る手数料を差し引いた額を返金する。

1. （対象店舗の指導）

　　甲は、対象店舗に対して本契約その他の本サービスの利用に関する規定を遵守させるものとする。対象店舗が本契約又は当該規定に違反した場合には、当該対象店舗がフランチャイジーであっても、甲が本契約に違反したものとみなされる。

２　乙は、対象店舗のオーナー、店長その他の対象店舗の責任者に対し、乙販売機器の取扱いについての説明及び指導をするものとする。

1. （本個別契約）

　　本個別契約は、甲が乙所定の注文書を乙に提出して申込み、乙がこれを承諾したときに成立するものとする。

２　乙販売機器の代金及び設置作業の費用（以下「代金等」という。）は、乙が甲に提示する見積書に基づき、甲乙協議をして決定するものとする。

1. （納入、設置作業及び検査）

　　乙は、本個別契約に基づき、乙販売機器の納入及びその設置作業をするものとし、甲は、当該設置作業の完了後遅滞なく検査するものとする。

２　甲は、前項に定める検査により設置作業の内容が本個別契約に適合しないことを発見した場合には、直ちにその旨を乙に通知するものとし、乙は、当該通知を受領した場合には、甲と協議をして定めた期間内に追加の作業を行い、再度の検査を受けるものとする。

３　設置作業完了後７日以内に甲から何ら検査結果の通知がなされない場合には、本条第２項に定める検査は、当該設置作業の完了日をもって合格したものとみなす。

４　乙販売機器の設置作業完了前に生じた乙販売機器の滅失、棄損、変質その他の損害は、甲の責めに帰すべき事由により生じた場合を除き、乙の負担とし、完了後は甲がこれを負担するものとする。

５　乙販売機機器の設置作業後に不要となった乙販売機器の梱包材の廃棄は、甲が自らの負担にて行うものとする。

６　前各項の規定は、設置作業を行わない乙販売機器の納入に準用する。

７　甲は、甲のコンテンツ管理システムに乙販売機器の接続を希望する場合には、本条第１項に定める設置作業に先立ち、当該システムへのログインに必要なアカウントその他の認証情報（以下「本件認証情報」という。）を乙に提供し、乙が乙販売機器の設置及び本サービスの提供のために当該システムへログインことを許諾するものとする。乙は、本件認証情報を善良な管理者の注意をもって管理し、乙販売機器の設置及び本サービスの提供以外の目的に使用しないものとする。

1. （担保責任）

　　乙販売機器の設置作業の完了日から１年以内に、当該設置作業に通常の検査方法では発見することのできない本個別契約との不適合が発見された場合には、甲は、乙に対しその修補に限り請求することができる。

1. （所有権移転）

　　乙販売機器の所有権は、甲が当該乙販売機器の代金を完済した時に乙から甲に移転するものとする。

1. （利用開始日及び利用期間）

　　第１０条に定める検査に合格した日を、当該検査を実施した対象店舗における本サービスの利用開始日（以下「利用開始日」という。）とする。ただし、本契約締結時における対象店舗の利用開始日は、取引条項第１条第１項に定める本契約の有効期間の開始日とする。

２　各対象店舗は、それぞれの利用開始日から、第５条に定める本サービスの利用を休止した日、第７条に定める対象店舗を解約した日又は取引条項第１条第１項に定める本契約の終了日までの期間（以下「利用期間」という。）、本契約に別段の定めがある場合を除き、本サービスを利用することができる。

1. （コンテンツ配信の設定）

　　甲が取引条項第３条第１号イに定める本サービスを利用する場合には、乙は、甲からの依頼に基づき、本件認証情報を用いて、対象店舗に設置されたプレーヤに甲から提供されたコンテンツのファイルを複製し、その配信の設定を行うものとする。なお、甲は、当該ファイルがプレーヤからの配信に適したファイル形式であるか否かの確認及び適したファイル形式に変更する作業のために、乙が当該ファイルを複製、変更することを許諾するものとする。

２　前項の作業は、別段の合意がある場合を除き、月１回を上限とする。

1. （乙販売機器の故障対応）

甲が取引条項第３条第１号ロに定める本サービスを利用する場合には、乙は、甲又は対象店舗からの依頼に基づき、「ＵＳＥＮ　Ｗａｒｒａｎｔｙ　機器延長保証サービス規程」（以下「保証規程」という。）に従い、本件認証情報を用いて、乙販売機器を修理するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、保証規程に定める適用除外項目に該当する場合、保証規程に定める保証が終了した乙販売機器の場合又は保証規程の対象外の乙販売機器の場合には、乙は、前項に定める本サービスを提供する義務を負わないものとする。この場合には、乙は、有償にて乙販売機器の修理を甲から受託することがある。

1. （問合せ対応）

甲が取引条項第３条第１号ハに定める本サービスを利用する場合には、乙は、取引条項第３条第２号に定める受付時間に、同号に定める窓口を通じ、甲又は対象店舗からの乙販売機器の使用方法その他本サービスに関する問合せへ対応するものとする。

２　前項に定めるサービスは、即時に適切な回答を行うことを保証するものではなく、甲は、問合せ内容に応じて回答までに相応の時間を要することがあることをあらかじめ了承するものとする。

1. （業務委託）

　　乙は、あらかじめ甲の承諾を得ることなく、本契約又は本個別契約に基づく業務の一部又は全部を第三者に委託できるものとし、乙が必要と認めた場合には、当該第三者に対して本契約又は本個別契約に基づき取得した情報を、委託した業務の遂行に必要な範囲で当該第三者に対して提供することができる。

1. （利用環境の準備等）

　　甲は、乙による乙販売機器の設置作業の前に、自己の責任及び負担により乙販売機器の利用環境を用意し、各利用期間中これを維持するものとする。

２　甲は、乙が乙販売機器を設置するために、甲又はフランチャイジーが占有する土地、建物、構築物等を、対価を支払うことなく使用できることを保証するものとする。

３　甲は、前項の使用に関し利害関係者（対象店舗が所在するビルの所有者、管理者を含むが、これらに限らない。）がある場合には、自ら若しくはフランチャイジーをしてあらかじめ当該利害関係者から必要な承諾を得るものとし、甲又はフランチャイジーと当該利害関係者との間に何らかの紛争が生じた場合であっても、乙が当該利害関係者に対し何らの義務（当該利害関係者と交渉を含むが、これに限らない。）を負わないことを乙に保証するものとする。

1. （追加作業等）

　　対象店舗の状況から乙販売機器の設置に特別な作業が必要であると乙が判断した場合、甲が関連する機器の設置等の作業を乙に委託する場合その他本個別契約に含まれていない作業が必要な場合には、甲及び乙は、当該作業の費用その他の条件について別途契約を締結するものとする。

２　甲は、対象店舗の改装、閉店若しくは移動により乙販売機器の移設又は撤去を希望する場合には、当該希望する日の属する月の前々月の末日までに乙に通知するものとする。この場合には、甲及び乙は、当該作業の費用その他の条件について別途契約を締結するものとする。

1. （本売買機器の使用等）

　　甲は、本契約及び乙販売機器の取扱説明書その他の使用条件（ソフトウェアを含む場合には、当該ソフトウェアの使用許諾契約を含む。）に従い、乙販売機器を使用するものとする。

２　乙販売機器の使用及び本サービスの利用に要する電気代、通信費その他の費用及び消耗品は、甲が負担するものとする。

1. （禁止事項）

　　甲は、次に掲げる行為を行ってはならないものとする。

（１）デジタルサイネージでの利用以外を目的とした乙販売機器の利用

（２）乙が提供したコンテンツがある場合において、乙販売機器を利用したデジタルサイネージにおける利用に必要な範囲を超える、当該コンテンツの複製、改変又は二次的著作物の創作

（３）乙又は第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害し、若しくは侵害するおそれのある行為

（４）虚偽、不完全若しくは不正確な情報を乙に届け出る行為

（５）本サービスの運営に支障を与える行為

（６）法令、判決、決定、命令、法規命令又は監督官庁のガイドラインその他行政規則に違反する行為

（７）公序良俗に反する行為又は犯罪行為に結び付く行為

（８）乙又は第三者を誹謗中傷し、若しくはその名誉若しくは信用を毀損し、若しくは毀損するおそれのある行為

（９）前各号に掲げる行為を援助又は助長する行為

（１０）前各号に掲げる行為を第三者に行わせる行為

（１１）前各号のほか、乙との契約に違反する行為

（１２）前各号のほか、甲へ本サービスの提供を継続することが不適切であると乙が判断するにいたる行為

1. （免責事項）

　　甲は、甲自身の責任において本サービス及び乙販売機器を利用するものとし、本サービス及び乙販売機器の利用によって甲又は第三者に損害が生じた場合であっても、乙は一切の責任を負わないものとする。

２　乙は、本サービスが甲の特定の目的に適合すること、期待する機能、正確性若しくは有用性を有すること、第三者の知的財産権を侵害しないこと又は不具合が生じないことその他本契約に明示的に定められていない事項について一切の保証を行わないものとする。

３　乙は、乙販売機器の設置作業の完了日から１年を経過した後に施工又は作業箇所に発生した不具合について、乙の故意又は重大な過失に起因するものである場合を除き、一切の責任を負わないものとする。

４　乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、火災、停電、電気通信回線障害、政府の規制その他乙の支配することのできない事由により乙販売機器に滅失若しくは毀損又は本契約の全部若しくは一部の履行遅滞、履行不能若しくは不完全履行が生じた場合であっても、一切の責任を負わないものとする。

５　甲と乙が合意をして、甲が管理する機器若しくは使用する権限を有するサービスを乙販売機器と連携して使用した場合において、当該機器又はサービスに起因して生じたデジタルサイネージの不具合について、乙は一切の責任を負わないものとする。

６　乙は、一部の対象店舗の解約又は本契約の終了の後に乙販売機器の撤去その他対象店舗を原状に復する義務を負わないものとする。

７　乙は、いかなる場合も、乙の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益その他本契約に明示的に定められてない責任について一切の責任を負わないものとする。

1. （料金等）

　　甲は、本サービスの対価として、取引条項第４条に定める料金等その他本契約に定める金銭（以下「料金等」という。）を乙に支払うものとする。

２　取引条項第４条に定める月額利用料は、対象店舗ごとに、利用開始日の属する月の翌月１日から利用期間満了日の属する月の末日まで発生するものとする。

３　前項の規定にかかわらず、本契約締結日時点の対象店舗の月額利用料は、本契約の有効期間の開始日から発生するものとする。

４　月額利用料に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）は、当該月額利用料に対応する本サービスの提供が完了した日における税率を適用して計算するものとする。

５　料金等の計算において１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

６　料金等の日割計算は行わないものとする。

７　乙は、経済情勢の変化その他の事情に応じて、あらかじめ甲に通知をすることにより料金等を改定できる。

1. （支払い）

　　甲は、取引条項第４条に定める条件に従い、支払に係る手数料その他の費用を負担して、料金等を乙に支払うものとする。

２　甲は、本個別契約に別段の定めがある場合を除き、乙が送付する請求書に従い、支払に係る手数料その他の費用を負担して、代金等を当該請求書の発行日の属する月の翌月末日までに振込みにより支払うものとする。

３　支払方法が銀行振込の場合において、支払期限が乙指定の金融機関の休業日のときは、当該金融機関の翌営業日を支払期限とする。

1. （遅延損害金）

　　甲が料金等、代金等その他の本契約に基づく金銭債務を支払期限までに支払わない場合には、乙は、支払期限の翌日から起算して完済した日の前日までの間について年１４．５％の割合で計算した額を延滞損害金として、甲に対し請求できる。

1. （解約違約金）

　　甲が第７条第２項に基づき一部の対象店舗の解約をする場合には、甲は、当該解約日の属する月の翌月から本契約の有効期間の満了日の属する月までの当該対象店舗の月額利用料に相当する額を、解約違約金として乙に支払うものする。

２　甲が第３０条に基づき本契約を解約する場合又は乙が第３１条第１項若しくは第２項に基づき本契約を解除する場合には、甲は、当該解約日又は解除日の属する月の翌月から本契約の有効期間の満了日の属する月までの全対象店舗の月額利用料に相当する額を、解約違約金として乙に支払うものする。

1. （本契約の有効期間）

　　本契約の有効期間は、取引条項第１条第１号に定めるとおりとする。ただし、取引条項第１条第２号に定める更新しない旨の予告期限までに、甲又は乙から書面による更新しない旨の意思表示がない場合には、取引条項第１条第３号に定める更新条件にて本契約は更新されるものとし、以後の期間満了時も同様とする。

２　前項の規定にかかわらず、本契約の有効期間中に追加された対象店舗のうち最終のものの最低利用期間の終期が、本契約の有効期間の満了日以降に到来する場合には、当該終期まで本契約の効力は存続するものとする。

1. （秘密保持）

　　甲及び乙は、本契約履行の過程で秘密である旨明示された上で開示又は提供された相手方の秘密情報、本契約の諸条件、及び対象店舗内事情等を、本契約の目的以外に本契約の契約期間中はもとより本契約終了後３年間に限り、第三者に開示・漏洩又は利用してはならない。

２　本条に違反したことにより相手方に損害を与えた当事者は、これを賠償する責を負うものとする。

1. （通知）

　　本契約に関する一切の通知又は承諾は、文書（電子メール、ファクシミリを含む。）によって行うものとする。

1. （中途解約）

　　甲は、取引条項第１条第１号に定める本契約の有効期間中（更新後の有効期間を含まない。）の場合又は最低利用期間を経過していない追加された対象店舗がある場合には、本契約の全部を解約することはできないものとする。

２　前項に規定する場合を除き、甲は、解約を希望する日の６ヶ月前までに乙に通知し、全ての対象店舗について発生する第２６条に定める解約違約金を当該希望日までに支払うことによって、本契約を解約することができる。なお、乙は、いかなる事由をもってしても、本契約に基づき甲が乙に支払った一切の料金等を甲に返金する義務を負わないものとする。

1. （契約解除）

　　甲及び乙は、相手方が本契約に違反した場合には、相当の期間を定めてかかる違反の是正の催告をし、その期間内にかかる違反の是正がないときには、本契約の全部又は一部の解除をすることができ、かつ、かかる違反により生じた損害の内容に応じて賠償を求めることができる。

２　甲及び乙は、相手方に次に掲げる事由があるときは、その相手方に対し何らの通知及び催告をすることなく、直ちに本契約の全部又は一部の解除をすることができ、かつ、かかる違反により生じた損害の内容に応じて賠償を求めることができる。

（１）故意又は重大な過失により自己に有形、無形の損害を与えたとき。

（２）仮差押え、仮処分、差押え、強制執行若しくは競売の申立て又は滞納処分を受けたとき

（３）会社更生、民事再生若しくは破産の手続開始の申立をし、又は申立がされたとき。

（４）手形交換所の取引停止処分を受けたとき又は支払を停止したとき。

（５）監督官庁より営業停止又は免許若しくは許認可等の取消処分を受けたとき。

（６）本契約以外の甲乙間で締結している契約に違反し、又は違反するおそれがあるとき。

３　甲及び乙は、本条第１項に基づき本契約を解除されたとき又は前項各号に掲げる事由があるときは、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

1. （反社会的勢力排除に関する表明・保証）

　　甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、本契約締結時及び本契約締結後において、自己（甲においては対象店舗を含む。以下本条において同じ。）が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと、反社会的勢力の支配、影響を受けていないこと及び自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員又はその関係者ではないことを表明し、保証するものとする。

1. （合意管轄）

　　本契約に関する一切の紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

1. （協議）

　　本契約の条項のうち解釈に疑義を生じた事項又は本契約に定めなき事項については、甲乙間で協議をし、これを円満に解決するものとする。

以上、本契約の成立を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保有する。

２０　　年　月　日締結

|  |  |
| --- | --- |
| 甲 |  |
|  |  |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 乙 | 東京都品川区上大崎三丁目１番１号 |
|  | 株式会社ＵＳＥＮ |
|  | 代表取締役社長　田村　公正 |

※店舗リストを合綴する。